

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 4 月 27 日 (金曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承第 1 号 専決処分の承認について (平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))
日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について (下呂市税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について (下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 6 承第 4 号 専決処分の承認について (損害賠償額の決定)
日程第 7 同第 2 号 下呂市固定資産評価員の選任について
日程第 8 下呂市議会常任委員会委員の選任
日程第 9 下呂市議会運営委員会委員の選任

(追加日程)

- 追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件
追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙
追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件
追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙
追加日程第 5 下呂市議会特別委員会委員の選任
追加日程第 6 選第 3 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員の選挙

出席議員 (1 4 名)

議長	伊 藤 巖 悟	1 番	尾 里 集 務
2 番	中 島 ゆき子	3 番	田 中 副 武
4 番	今 井 政 良	5 番	今 井 政 嘉
6 番	各 務 吉 則	7 番	宮 川 茂 治
8 番	中 島 博 隆	10 番	一 木 良 一
11 番	吾 郷 孝 枝	12 番	中 島 新 吾
13 番	中 島 達 也	14 番	中 野 憲 太 郎

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	市 長 公 室 長	桂 川 国 男

総務部長	星屋昌弘	健康福祉部長	岡崎和也
農林部長	河合修	観光商工部長	細江博之
建設部長	長江寛	生活部長	二村忠男
環境部長	岩佐靖	萩原振興 事務所長	大坪仁文
小坂振興 事務所長	林利春	下呂振興 事務所長	齋藤和弘
金事振興 事務所長	澤田勤之	馬瀬振興 事務所長	藤澤友治
消防長	田口伸一	教育部長	今井藤夫
会計管理者	山中昌弘		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村勝浩	書	記	見廣洋始
書	記	青木秀史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。よって、平成30年第2回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

また、本日、金山病院事務局長が欠席であります。これを認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤巖悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 一木良一君と11番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤巖悟君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎承第1号から承第4号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第3、承第1号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、日程第4、承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第6、承第4号 専決処分の承認について（損害賠償額の決定）、以上4件を一括議題といたします。

承第1号から承第3号までの3議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の1ページをお開きください。

承第1号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、その承認を求めます。平成30年4月27日提出。

提案理由でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金の歳出予算残高が不足し、平成30年3月分の支払いが困難であるため、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。こちらは専決処分書となっております。

3ページをお開きください。

平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,083万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも5億405万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

4ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは上段の歳入では、1款後期高齢者医療保険料1,083万7,000円の増額でございます。

続いて下段の歳出は、2款後期高齢者医療広域連合納付金1,083万7,000円の増額でございます。

詳細は事項別明細書にて説明しますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、項は同様でございますので省きまして、1目特別徴収保険料1,233万8,000円の増額と、2目普通徴収保険料150万1,000円の減額は、歳入の状況と今回の歳出補正に合わせて調整をしたものでございます。

7ページをお開きください。

歳出でございます。

款項目とも同じでございます。1目後期高齢者医療広域連合納付金1,083万7,000円の増額は、岐阜県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金で保険料分でございますが、これに不足が生じたことによるものでございます。

以上で、平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、8ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。平成30年4月27日提出。

提案理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

9ページをお開きください。

専決処分書でございます。

条例要綱にて説明をしますので、少し飛びますが、35ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由です。

地方税法等の一部を改正する法律、その以下ですが、同じく政令、それから省令、こういったものがそれぞれ平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

なお、3月定例議会、総務教育民生常任委員会におきまして説明をさせていただきました給与所得控除等の見直しやたばこ税、森林環境税等の創設に関する改正につきましては、施行日に合わせまして、6月定例議会以降に改めて上程をさせていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

2番の概要でございます。

(1)第48条及び第52条、これは下呂市税条例でございますが、これの改正に伴いまして対応する規定を改めるものでございます。第20条、制定附則第3条の2、制定附則第4条関係でございます。

これは延滞金の額の計算における年当たりの割合の基礎となる日数等、延滞金の特例を規定した市税条例第20条、制定附則第3条の2、制定附則第4条について、地方税法の改正に伴い字句の改正を行うというものでございます。

(2)でございます。地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めます。第36条の2関係でございます。

これは、住民税の申告について規定した市税条例36条の2につきまして、これは市民税の申告でございますが、地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めるものでございます。

(3)法人の市民税の申告納付について、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することを規定するというものでございます。

これは、租税特別措置法の規定の適用を受ける法人とは、外国に關係会社を有する内国法人であり、当該内国法人に係る外国關係会社に対して課される法人税及び所得税の額のうち、当該外国關係会社の課税対象金額は、当該内国法人税の額から控除をするということの規定するもので

ございます。第48条関係でございます。

(4)法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきまして、申告した後に減額更正がされ、さらにその後に増額更正等があった場合には、増額更正により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされた部分につきましては、その納付がされた期間を控除して計算するという規定でございます。

(5)水質汚濁防止の処理施設、河川浸水被害防止のための雨水貯留浸透施設、津波対策の指定避難施設及びその償却資産、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、特定太陽光発電設備、特定風力発電設備、特定水力発電設備、特定地熱発電設備、特定バイオマス発電設備等に係る固定資産税の課税標準額の特例について、自治体の裁量で判断し、条例で定めた上で運用できる「わがまち特例」の導入及び改正することに伴い、対応する規定を修正します。

なお、課税標準の割合については、国が示す参酌基準値を採用しております。制定附則第10条の2関係でございます。

(6)改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定します。また、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めるものでございます。

これは、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置を創設するというものでございます。制定附則第10条の3関係でございます。

(7)土地に対して課する固定資産税の特例措置の期限が平成32年度まで延長されることに伴い、対応する規定を改めるものでございます。

これは土地に係る負担調整の措置、こちらの延長ということでございます。制定附則第11条から第13条関係でございます。

(8)特別土地保有税の課税の特例の期限が平成32年度まで延長されることに伴い、対応する規定を改めるものでございます。

これは平成15年度から課税が停止されております。これが延長されるというものでございます。制定附則第15条関係でございます。

(9)この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則第1条関係でございます。

(10)市民税及び固定資産税に関する経過措置について定めております。附則第2条、第3条関係でございます。

続きまして、37ページをお開きください。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。平成30年4月27日提出。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでござい

ます。

38ページをお開きください。

専決処分書でございます。

条例改正の内容は条例要綱にて説明をしますので、恐れ入りますが41ページをお開きください。
下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じた地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、その一部が平成30年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、これは医療給付分でございますが、限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。第2条、第23条関係でございます。

(2)国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。第23条関係でございます。

(3)特例対象被保険者等に係る申告、これはリストラ等本人の意思に反して失業を余儀なくされた方でございますが、こういった方に係る申告について、マイナンバーによる情報提供により把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。第24条の2関係でございます。

(4)この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(5)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、承第4号の提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の42ページをお開きください。

専決処分の承認について（損害賠償額の決定）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。平成30年4月27日提出。

提案理由でございます。

公用車の物損事故による損害賠償の額を決定することについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次ページの43ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

枠の中でございます。専決処分事項でございます。

1. 損害賠償の理由。平成30年2月21日午後6時50分ごろ、消防本部職員が、下呂温泉病院駐車場にて公用車を後進中、後方確認が不十分で駐車中の相手方車両に接触し損傷させたものでございます。

市は、この事故の過失の全部を認め、車両修理代96万4,483円、代車費用16万2,000円を賠償するものでございます。

2. 損害賠償額（市の過失割合）でございます。112万6,483円、100分の100でございます。内訳は、保険金が112万6,483円、一般財源はゼロでございます。

3. 損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。御審議お願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

まず、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）のところでお尋ねをします。

ページでいいますと4ページのところでお聞きをしますけれども、今回、こういう納付金が不足したので補正をされるということで、これは理解しておりますけれども、本来は3月の補正でやるべきだったという説明でした。3月補正のときに、一般会計繰入金でマイナス補正の385万2,000円が補正されております。今回、今度は保険料で補正がされました、1,083万7,000円という形で。どうして3月の補正のときは一般会計繰入金で対応し、今回はまた保険料で対応されたのか、その説明をお願いします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

今回は、先ほど御指摘もありました、本来であれば29年度中に行わなければいけないというものでございます。歳入のほうは当然伴ってこういったお金の動きというのは把握しなければいけない、それから当然その制度改正があったということがございましたので、それに基づいて、もっと早い段階でしっかりと予算をチェックしていなければならなかったところを、今回こういった形で見逃しもありましたので、専決ということでやらせていただきました。

今回につきましては、当然歳入があつての歳出の補正でございますので、後期高齢者医療の会計の中で歳入と歳出の調整をさせていただいたということですので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤巖悟君）

吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

そこで、今、この広域連合への納付金というのは、これの財源となるものは、総務部長が言われますように一般会計の繰入金とか、財源として、医療保険料というのが財源になるということは理解しているんですけども、本来、もし3月で補正をされたならば、ここの財源はこの繰入金と、そして保険料は全部プールされて対応されるのか。どちらも私は財源になるので間違いではないと思いますけれど、そうしますと本来の形でいくと、本当の補正というのはこの差し引きですよね。3月のときはマイナス補正で、今度4月は不足でプラス補正ですので、差し引きで698万ほどの不足補正をすると。この補正の財源は何にするかといった場合、やっぱり一番大きい医療保険料で充てるべきじゃないかなということをやっと考えるんですけども、そうしますと、やっぱり3月のほうの一般会計繰入金からの補正というのがちょっとよくわからなかったなということで、関連してお尋ねしているんですけども、これは、今後もしこういうことがあったときは、どちらの補正でもいいということですか。その点もあわせてお願いします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

※
今回につきましては、歳入のほぼ見落とししたところでの歳入歳出を合わせての補正でございますので、保険料の中でやらせていただいたということでございますが、3月につきましては、1年間のトータルというところでの話でございますので、一般会計のほうの影響もあるというところで御理解いただければと思います。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

議案書41ページの国保のほうですけれども、(1)の課税限度額が4万円上がって、(2)で2割軽減の世帯の軽減ということで、中身的にはいいことだと思うんですが、対象世帯数というのは今わからなくても資料としてぜひ知らせていただきたいので、その部分を一つ質問します。

それからもう一つは、35、36ページにかけて税金の特例ですか、特定の設備に対する「わがまち特例」という規定があるんですが、これはまちの振興、地域の振興ということでは、各自自治体が独自にその裁量で判断し、条例で定めた上で運用できるという説明があるんですが、これの活用という点でいけば、事例とか下呂市が考えていることがあればちょっと教えてください。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

※ 後刻（P11）訂正発言あり

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほどの軽減世帯でございますが、データがこちらにありますので、今、口頭で申し上げます。

まず7割軽減、今回は変更にはなっておりませんが、平成29年7割軽減世帯が2,497、5割軽減が1,669、2割軽減が1,336世帯でございます。

それから、わがまち特例でございます。今回お示しさせていただいた固定資産税の変更につきましては、先ほども申し上げましたように、国が示す参酌基準、これをそのまま採用させていただいたということです。割合のほうは申し上げておりませんが、2分の1であったりとか、4分の3であったりとか、その施設によってそれぞれ違っておるところですけども、国の基準に基づいてやらせていただいております。

ちょっと先ほど説明を漏らしましたけれども、ことしの3月定例議会のときにお話をさせていただきました、中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例というのがございます。こちらは今回の改正ではまだ上程させていただいておりませんが、こちらにつきましては、市独自の判断ということで、基準より低い割合での固定資産税の課税というところを考えておりますので、これはまた6月定例議会になろうかと思いますが、上程をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、ちょっと記憶がはっきりしていませんけれども、昨年度、保育施設を企業のほうで整備される、託児的な施設を整備される場合の固定資産税の軽減につきましても、わがまち特例ということで、標準よりも低い固定資産税の率ということで上程させていただいたのを、ちょっと1年前ほどに議案としてあったかというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤巖悟君）

一木良一君。

○10番（一木良一君）

専決処分の第4号なんですけれども、専決処分書の損害賠償額の決定のところですが、これは車両の修理代が96万4,000円ということで、過去20万とか10万とか、いろんなそういった事故があったわけですが、今、文章を見ますと、接触し損傷させたということで、100万近い金額がかかっております。これは接触程度の話ではないと思うんですが、相手の車両の損傷はどの程度の内容であったのかということと、そして公用車は救急車だったのかそうでなかったのかということ、市のほうの公用車の損傷はどの程度だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤巖悟君）

消防長。

○消防長（田口伸一君）

消防車側につきましては、北消防署配属のトラック、いわゆる指令車でございます。そちらの後方部分が、相手方のボンネット部分に乗り上げる形で事故を起こしてしまったものでございます。ですから、相手方のボンネット部分が大破しまして、こういった金額になったということが

現状でございます。

それと、後方の不確認が原因でございますので、該当する職員には厳重に注意をしたところでございます。以上でございます。

○10番（一木良一君）

トラックの損傷は費用はどれぐらいですか。

○議長（伊藤巖悟君）

消防長。

○消防長（田口伸一君）

大変失礼しました。

トラック部分につきましては、鋼板、非常にかたい車でございまして、それほど大きな損傷は実はございませんでした。ただ、相手方に乗り上げるという形になってしまったものですから、こういったことになって大変御迷惑をおかけして申しわけございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤巖悟君）

一木良一君。

○10番（一木良一君）

状況は理解したんですが、やはり事故が起きた場所、これが下呂温泉病院の駐車場ということ非常に危惧をいたします。と申しますのは、やっぱり患者の方とか、そして子供さんとか、そういった方が非常に多く見えますので、物損で済んでまだよかったなという感じですけども、やはり場所が場所ですので、人身ということになれば本当に大変なことになると思います。そういう点で、今後しっかりと気をつけていただくようお願いしておきます。以上です。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議員に御指摘をいただきましたように、公用車、特に場所が場所ということでございました。この件につきましては、改めまして全職員に安全等確認をするよう指導させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

ちょっと私、先ほど保険料の負担ということで後期高齢のほうをお話しさせていただきましたが、3月補正の減額につきましては、保険基盤安定負担の関係額の確定に伴うもので、保険料の負担とは別のものがございます。保険基盤安定負担は一般会計からの繰り入れにより賄っておりますので、保険料から支払うというものではございませんので、訂正をさせていただきます。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

承第4号 専決処分の承認について（損害賠償額の決定）、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、承第4号については承認することに決定いたしました。

◎同第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第7、同第2号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

同第2号について、提案説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

おはようございます。

44ページのほうをお開きください。

同第2号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、松井克彦。住所、年齢は記載のとおりでございます。平成30年4月27日提出。

提案理由、下呂市人事異動に伴い、固定資産評価員を選任するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、反対者の発言を許可いたします。

討論はありますか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第2号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件に同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○副議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、議長 伊藤厳悟君から議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（各務吉則君）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、伊藤厳悟君の退場を求めます。

〔議長 伊藤厳悟君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（二村勝浩君）

辞職願。私、このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。平成30年4月27日、下呂市議会議長 伊藤厳悟、下呂市議会副議長 各務吉則様。

以上でございます。

○副議長（各務吉則君）

お諮りいたします。伊藤厳悟君の下呂市議会議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、伊藤厳悟君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤厳悟君の入場を求めます。

〔伊藤厳悟君 入場・復席〕

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第1号について

○副議長（各務吉則君）

追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 尾里集務君と、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、5番 今井政嘉君7票、中島新吾君3票、伊藤厳悟君3票、一木良一君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、5番 今井政嘉君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました5番 今井政嘉君が議長におられますので、会議規則第32条2

項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました5番 今井政嘉君の御挨拶をお願いいたします。

○新議長（今井政嘉君）

ただいま議長に皆様方の力をおかりしまして当選させていただきまして、まことにありがとうございました。

私、今までの経験を生かしながら下呂市発展のために尽力してまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○副議長（各務吉則君）

ここで私が議長に、副議長の辞職願を提出するために休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、副議長 各務吉則君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（今井政嘉君）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、各務吉則君の退場を求めます。

〔副議長 各務吉則君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（二村勝浩君）

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。平成30年4月27日、下呂市議会副議長 各務吉則、下呂市議会議長 今井政嘉様。

以上です。

○議長（今井政嘉君）

お諮りいたします。各務吉則君の下呂市議会副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各務吉則君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。各務吉則君の入場を求めます。

〔各務吉則君 入場・復席〕

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことを決定いたしました。

◎選第2号について

○議長（今井政嘉君）

追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 田中副武君と、4番 今井政良君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票。

有効投票のうち、4番 今井政良君3票、一木良一君8票、吾郷孝枝さん3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、一木良一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました一木良一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました一木良一君の御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（一木良一君）

貴重なお時間を拝借いたしまして、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほどは、副議長という大役に推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

私も市の議員として15年目の在籍を迎えるわけでございます。私も下呂市のために、そして市民のため、そして地域のために、皆さんと同様にではございますけれども、一生懸命、ひたすら活動に邁進してまいりました。その都度、いろいろな役職を経験させていただきまして、皆様の御指導と御協力のもと、その職責を果たしてこることができたわけでございます。改めまして、この場でお礼を申し上げたいと思います。

また、今後は、今まで経験いたしました知識と経験を存分に発揮しまして、なおかつ熱意と自覚を持って、今後の職責をしっかりと果たさせていただきたいというふうに思っております。

どうか今後とも御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（今井政嘉君）

これにて副議長選挙を終了いたします。

休憩いたします。なお、再開は館内放送にてお知らせいたします。

午前11時26分 休憩

午後0時15分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りします。ただいま配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任を日程第9、下呂市議会議会運営委員会委員の選任の後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任を日程第9の後に追加し、議題とすることを決定いたしました。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任及び下呂市議会運営委員会委員の選任並びに下呂市議会特別委員会委員の選任について

○議長（今井政嘉君）

日程第8、下呂市議会常任委員会委員の選任、日程第9、下呂市議会運営委員会委員の選任、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員会委員の選任、下呂市議会運営委員会委員の選任及び下呂市議会特別委員会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を配付します。

[名簿配付]

指名名簿を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（二村勝浩君）

総務教育民生常任委員会委員、2番 中島ゆき子議員、3番 田中副武議員、4番 今井政良議員、5番 今井政嘉議員、7番 宮川茂治議員、12番 中島新吾議員、14番 中野憲太郎議員の以上7名。

産業経済常任委員会委員、1番 尾里集務議員、6番 各務吉則議員、8番 中島博隆議員、9番 伊藤厳悟議員、10番 一木良一議員、11番 吾郷孝枝議員、13番 中島達也議員の以上7名。

議会運営委員会委員、3番 田中副武議員、6番 各務吉則議員、9番 伊藤厳悟議員、10番 一木良一議員、12番 中島新吾議員、13番 中島達也議員、14番 中野憲太郎議員の以上7名。
予算特別委員会委員、議長を除く13人。

決算特別委員会委員、議長を除く13人。

庁舎・振興事務所、旧下呂温泉病院跡地等活用検討特別委員会委員、議長を除く13人。

議会改革特別委員会委員、1番 尾里集務議員、2番 中島ゆき子議員、3番 田中副武議員、8番 中島博隆議員、12番 中島新吾議員の以上5名。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員、3番 田中副武議員、4番 今井政良議員、6番 各務吉則議員、8番 中島博隆議員、10番 一木良一議員、11番 吾郷孝枝議員、13番 中島達也議員の以上7名。

議会報編集特別委員会委員、1番 尾里集務議員、2番 中島ゆき子議員、3番 田中副武議員、6番 各務吉則議員、10番 一木良一議員の以上5名でございます。

以上です。

○議長（今井政嘉君）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することを決定いたしました。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長、3番 田中副武君、同副委員長、2番 中島ゆき子さん、産業経済常任委員会委員長、6番 各務吉則君、同副委員長、1番 尾里集務君、議会運営委員会委員長、14番 中野憲太郎君、同副委員長、6番 各務吉則君、予算特別委員会委員長、3番 田中副武君、同副委員長、2番 中島ゆき子さん、決算特別委員会委員長、4番 今井政良君、同副委員長、1番 尾里集務君、庁舎・振興事務所整備、旧下呂温泉病院跡地等活用検討特別委員会委員長、9番 伊藤厳悟君、同副委員長、11番 吾郷孝枝さん、議会改革特別委員会委員長、12番 中島新吾君、同副委員長、1番 尾里集務君、濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、10番 一木良一君、同副委員長、4番 今井政良君、議会報編集特別委員会委員長、2番 中島ゆき子さん、同副委員長、1番 尾里集務君、以上であります。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第6、選第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第6、選第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

◎選第3号について

○議長（今井政嘉君）

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、指名名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいま配付しましたように、岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員に、議長の私、今井政嘉を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました者を岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、今井政嘉が岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員に当選しました私、今井政嘉が議場におります。下呂市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

ここで市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

平成30年第2回下呂市議会臨時会閉会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、執行部のほうで提案をさせていただきました全議案、可決、承認をいただきましてまことにありがとうございました。

また、ただいまは議会の皆様の役員の改選があり、新しく議長に就任されました今井議員、また副議長に就任されました一木議員、まことにありがとうございます。どうぞ本年度もよろしくお願いたします。

そして、平成29年度、一生懸命議会のことを取りまとめていただきました伊藤議長、そして各務副議長におかれましては、本当に1年間ありがとうございました。私もいろいろ同行させていただきながら、本当に勉強になることもございましたし、今後も今までの経験を生かされてますの御活躍をお祈りするところでございます。

さて、私も執行部、そして議会、もちろん執行する側、審査する側、立場は大きく違うわけですが、下呂市を憂い、下呂市民のことを思う気持ちは一緒でございます。どうぞ今後

とも議会の皆様には末永く御指導を賜り、下呂市民のため、下呂市のために一生懸命ともに力を合わせて進めてまいりたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井政嘉君）

これをもちまして本臨時会に付議されました議案は全て終了いたしました。よって、平成30年第2回下呂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時28分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月27日

議 長 伊 藤 嚴 悟

副 議 長 各 務 吉 則

新 議 長 今 井 政 嘉

署名議員 10番 一 木 良 一

署名議員 11番 吾 郷 孝 枝